

# 長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程

〔平成17年8月11日〕  
規程第42号

改正 平成20年4月1日規程第56号  
改正 令和元年12月6日規程第3号  
改正 令和元年12月6日規程第4号

## （設置）

第1条 長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）に、長崎県公立大学法人中期計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## （目的及び業務）

第2条 推進本部は、長崎県公立大学法人の中期計画（以下「中期計画」という。）及び長崎県公立大学法人の年度計画（以下「年度計画」という。）の着実な推進を図ることを目的として、次の各号の業務を行う。

- (1) 中期計画及び年度計画の推進
- (2) 中期計画及び年度計画の点検・評価
- (3) 中期計画の変更及び年度計画の策定
- (4) その他、法人にかかる中期計画及び年度計画に関すること

## （組織）

第3条 推進本部は次の各号に掲げる者（以下「推進本部員」という。）で組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 学部長
  - (4) 研究科長
  - (5) 専攻長
  - (6) 各校附属図書館長
  - (7) 学科長
  - (8) 国際交流センター長
  - (9) 地域連携センター長
  - (10) 教育開発センター長
  - (11) 東アジア研究所長
  - (12) 大学事務局長
  - (13) シーボルト校事務局長
  - (14) 学生支援部長
  - (15) 佐世保校及びシーボルト校（以下「各校」という。）の企画担当課長
  - (16) 前各号に掲げる者のほか、教員の中から学長が指名した者
- 2 前項第16号の推進本部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

一部改正 [平成20年規程第56号、令和元年規程第3号、令和元年規程第4号]

## （本部長）

第4条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、あらかじめ指名した推進本部員に、その職務を代理させることができる。

一部改正 [令和元年規程第3号]

(議事)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部は、推進本部員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 推進本部の議事は、出席推進本部員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

追加 [令和元年規程第3号]

(意見の聴取)

第6条 本部長は、必要ある時は関係する教員又は事務職員等を推進本部に出席させ、意見を聴取することができる。

(報告)

第7条 本部長は、必要に応じて、推進本部の審議内容等について理事長に報告し、指示を受けるものとする。

(各校の推進体制)

第8条 推進本部は、第2条の目的を達するため、各校に推進体制を設置することができる。

2 前項の規定による推進体制については、各校において別に定めるものとする。

一部改正 [平成20年規程第56号]

(事務)

第9条 推進本部の事務は、法人事務局企画広報課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月11日から施行する。

2 この規程制定後最初の第3条第1項第3号にかかる推進本部委員の任期は、同条第2項前段の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年4月1日規程第56号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日規程第3号)

この規程は、令和元年12月6日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。